

令和3年度 第2回甲賀市行政改革推進委員会 会議録

1. あいさつ	
2. 審議	
①第4次甲賀市行政改革大綱について	
	(事務局から資料内容の説明)
【質疑応答】	
委員	<p>そもそものところになるが、大綱の策定についてこの会議に諮問し、それに対する回答としてこの答申書というのがあると理解しているが、最終的にどのように活用されるのか。議会等に提出されるのか。</p>
事務局	<p>委員会に諮問させていただき、それに対する委員会としてのお答えが諮問書ということになる。ここでご意見いただいた内容を大綱に盛り込んでいく。 実際の答申書については、大綱の巻末に資料として掲載させていただく。</p>
委員	<p>答申書の意味は理解できた。 そもそもの議論の仕方がわかっていないのだが、答申書は大綱の内容を網羅するものであり必要な要素が入っているかどうかを議論するのか、もしくは必要十分なものが入っているならば、たった1ページでもいいのか。 内容に入っていくと、これまでの取り組みがあって、引き続き取り組むべき課題があって、解決すべき課題があるというのが政策の書き方として当たり前なのかもしれないが、民間からするとわかりにくいと感じる。PDCAのCがこれまでの主な取り組みの評価に当たるとすれば、アクションに行くまでの間にワンクッションあって引き続き取り組むべき課題という流れになるが、大綱本文にあるように引き続き取り組むべき課題+環境の変化があり、それを受けてアクションが変わってくるのだと思う。何も変化がないのであれば第3次大綱をそのまま続ければいいのであって、第4次を作らないといけない理由があるはずだが、そこが見えてこない。民間ならば引き続き取り組むべき課題の背景となる理由があるはずだが、そこが見えてこないので、大綱本文にある外部環境の変化についても答申に掲載した方がよいのではないかと思う。</p>
事務局	<p>行政の計画は近年、外部委員を設置して策定までにご意見を伺い、それを計画に反映していくという作り込みの手法がとられるようになってきている。また計画の内容についても、以前の計画の評価をしたうえで、できていない部分について新たな計画にどのような反映していくのか、それともその計画はもう必要がないものとして廃止するのかという視点で委員の皆様にご意見をいただき、計画に反映するようになってきている。そういった意味でご意見を頂戴し、これまでの委員会での議論をまとめたものがこの答申書(案)であり、本日は書き足らない部分や不要な部分について更にご意見をいただきまとめていくという段階である。 内容については、当初、本大綱は第3次をそのまま踏襲するものとして策定する</p>

	<p>という考え方もあったが、やはりコロナの影響による革命的で加速度的な社会の変化に追いつくため、この行革という分野においても見直しが必要ということになった。デジタル化で対面を避けることや、逆に人々が繋がる機会を求め、かつての社会を取り戻そうとする機運も出てきた。今申し上げたのは一部だが、市民の社会に対する見方が変化してきており、また前回策定した平成27年から市長も替わっているため、そういった見直しの必要性を答申書の中でも出していく必要があると思う。</p>
委員	<p>「(1) これまでの主な取組の評価」と「(2) 引き続き取り組むべき課題等」の間で、第3次から第4次までの間の環境の変化に触れるべきだと思う。そうでないと、なぜ引き続き取り組むべき課題としてこの項目が出てくるのかが見えないのではないか。資料2では市を取り巻く新たな状況が書かれているので、それを資料1にも入れるべきでは。</p>
委員長	<p>行政のお作法のようなところもあり、わかりにくいところもあると思うが、当委員会としては第4次行革大綱について諮問をされており、その内容を検証して修正・追加・削除すべき点について議論し、答申案を作成した。もちろんこの答申案は、行政が作成した大綱案の内容に即して、その中で委員会での議論を踏まえてその考え方に沿って事務局でまとめたものになる。この答申案の提言に基づき、行政の方で大綱案を修正し、本日改めて資料としてお示ししている。そのため、委員会が答申として提言するのは答申書だが、同時にこの中身は大綱案に即して議論し、双方を調整し作り上げたものであり、最終的にはこの答申書が大綱の内容に反映され、大綱の巻末にも掲載される。</p> <p>こういう整理になるので、この答申案のベースとなった大綱案の内容についても立ち入って議論していただく必要があるので、併せてご意見をいただきたい。</p>
委員	<p>私もどのように繋がるのかがわかりにくいと思っていたのだが、今の話を聞いていると、前回答申の1. 課題と推進事項の「(1) これまでの主な取組の評価」で内容とタイトルのつけ方がわかりにくいという話があったが、それを受けて、今回「第3次の柱となる方策名と見出しの記載を合わせました」と書いてあるように、大綱の5ページからの第3次の柱となる方策と答申1. (1) の項目ごとのタイトルを合わせたということか。</p>
事務局	<p>おっしゃる通り、まずは第3次の取り組みに即した内容のタイトルに改め突合せたということ。</p>
委員	<p>やはり答申案の書き方では、「(1) これまでの主な取組の評価」から「(2) 引き続き取り組むべき課題等」がどうして出てきたのかがわかりにくい。「(3) 解決すべき課題」は(2)をまとめたものということで理解できるが、(1)と(2)の間に市を取り巻く環境が変わり、新たな課題が出てきたということを書かないと、本当に引き続き取り組むべき課題がこれでいいのか判断ができない。大綱案には市を取り巻く状況と課題という項目があるので、これを答申案にも掲載してほしい。</p>
委員長	<p>答申書の2～3ページの「(1) これまでの主な取組の評価」と「(2) 引き続き取り組むべき課題等」が、「(3) 解決すべき課題」に繋がっていくことになるが、大綱第3章にある本市の行政経営を取り巻く状況と課題という部分がないと、(2)と(3)が出てくる背景がわからないのではないかとのご意見をいただいた。(2)</p>

	<p>の前後に市を取り巻く新たな状況について追加していただく、あるいは直面している課題や検討すべき条件を別にまとめていただくという書き方もあると思う。</p> <p>事務局で検討し、次回に再度案を示していただきたい。</p>
委員	<p>もう一つ、大綱の第3次の達成状況について、何割達成できたのか数値で書いてもよいのでは。</p>
事務局	<p>大綱には第3章で取り巻く状況の変化を掲載しているため、こういった新たな課題を踏まえて引き続き取り組むべき課題が生み出されたというプロセスがわかるようになっているが、答申ではそれが抜け落ちていると思うので、その過程がわかるような表現を追加したい。</p>
委員	<p>前回の委員会での意見を踏まえて答申案5ページの表を追加していただき、見える化できたことはよかったと思う。</p> <p>ここに、先ほどご意見があったように、新たに出てきた課題についても踏まえて再考していただければ更に良いものになると思うので検討いただきたい。</p>
委員	<p>アクションプランの成果指標が「以下検討中」となっているが、これはいつ頃明確になるのか。</p>
事務局	<p>この部分は総合計画の実施計画と連動しており、そことの調整が必要となるが、実施計画も同時並行で策定しているので8月以降になると思われる。最終的な大綱では、方針とアクションプランをセットで出させていただくが、アクションプランの部分については夏以降になると思われるので、まずは方針の部分を議会へ諮りたいと考えている。</p>
委員長	<p>それでは第4次行革大綱については、本日のご意見を反映させ、素案をブラッシュアップしていただきたい。</p> <p>記述内容については特段ご意見なかったが、明確なロジックを示しながら答申書を作り上げるべきで、同時にそれが大綱の内容の一貫性、そして実現可能性に近く一步として考え整理していただきたい。</p> <p>なお、アクションプランもできる限り早い段階で具体的な目標を含めて整理していただきたい。</p>
<p>②公共施設等総合管理計画の見直しについて</p>	
	<p>(事務局から資料内容の説明)</p>
<p>【質疑応答】</p>	
委員	<p>前回、目標指標は面積だけでなく、経費の削減という観点からも見ていくべきという意見を出させていただいた。今回、国から中長期的な経費の見込みを示すという方針が出されているということだったので、見込み経費も示したうえでしっかりと削減目標を示していただきたい。</p>
事務局	<p>おっしゃる通り、見込み経費を明らかにするというのが今回の見直しの大きな目的の一つ。国の見直し方針においても維持管理経費や改修費用等の見込みを示すべきとされており、本市においてもこれに基づいてまとめていきたい。</p>
委員	<p>第4次行革大綱にもかかわる話になるが、本市は歳入に対して施設を持ち過ぎていると思う。更なる人口減少が見込まれる中、これまで通りの行政サービスを維持</p>

	<p>するのか、そうではないのかということ議論し明記した方がよいのでは。</p>
事務局	<p>人口の問題や社会の情勢の変化を長期的な視点で見たときに、今まで整備してきた施設の中で、必要でなくなっている施設もある一方、まだまだ市民のサービスの向上という意味では不足している施設もある。財政的な部分ではある程度将来予測ができるが、限られた資源でできる範囲は限られている。そういった中で、大綱では住民サービスの向上のために必要でないものは縮小するが、必要なものは充実させるという意味で「縮充」という表現を用いている。</p>
委員長	<p>言ってみれば、一人ひとりの市民へのサービスの質は落とさない、しかし人口減少やそれに伴う財源の縮小により、量的には今までと同じものは確保できないので、当面はそれに対応した改革をしていくといった意味。</p> <p>もちろん改革の結果、サービスの質が上がり、同時に経費は削減できるのがベストだが、なかなかそううまくはいかないと思うので、「減らす」ということについても総合管理計画や行革大綱において盛り込んでいる。</p>
委員	<p>教育集会所と公民館があり、同じような機能の施設であるが、教育集会所については今後どのような方向性で進めていくのか。</p>
事務局	<p>これまでの公共施設は、国の縦割り行政の枠組みの中で施設整備の予算が出ていたので、それぞれの省庁の決まりの中で作られてきた。おっしゃられている通り公民館や教育集会所は現実的には同じように集会施設という機能を持っているが、設置された経緯は異なっている。しかし、最近は文部科学省の幼稚園と厚生労働省の保育園が認定こども園として一体化し、両方の補助金を一系統で頂けるようになるなど変わってきている部分もある。そういった中で、老朽化した公民館や教育集会所についても、もし再建するとなれば活用できる制度があれば活用しながら、同じような機能であれば集約していくという考え方のもとに公共施設のマネジメントをしていきたいと考えている。そういった施設の利用状況についても各課に照会をかけながら検討している。</p>
委員長	<p>集会施設はそれぞれの地域に様々な種類があり利用されているが、一方で地域にとって本当に必要な施設や機能をどのように今後維持していくのか、また過大な経費にならないように整備していくのかというのが、今後の公共施設の総合管理計画、特に広域施設のマネジメントの議論のポイントになる。もちろん廃止するところや修繕し機能を維持するところもあるし、複数の施設の統合も視野に入れなければならない。地域での利用の仕方がどんどん変化しており、人口や住民にとっての必要性も変わってきているので、そういった将来の見通しをもとに検討する作業が必要になる。その際に、従来の縦割りの考え方ではなく、地域住民にとって本当に必要な役割や機能は何かという視点から組み立て直すのが本来の姿ではないかと思う。それにはそれぞれの所管や補助金の縛りもあるので、なかなか簡単にはいかないと思うが、この辺りも踏まえて今後の個別の施設の管理計画をしっかりと進めていかなければならない。</p>
<p>3. その他(施設使用料の見直し、今後のスケジュール等)</p>	
	<p>(事務局から資料内容の説明)</p>

【質疑応答】	
委員長	<p>公共施設、特に市民にご利用いただくような施設の料金制度や、更に有効に使っていただけるようなサービスについて現在庁内で検討されており、その検討状況をご報告いただいた。まだ検討を始めた段階であり、具体的にはこれから詰めていくということだが、今日何らかの結論を出すということではないので、ご自由にご意見をいただきたい。特に従来の子どもの使用料減免を廃止し、活動に必要な経費は補助金として渡すといった案もあった。全国的には数は多くないが、導入されている自治体もある。</p>
委員	<p>減免について、私は日赤奉仕団や更生保護女性会の活動において、減免で公共施設を手軽に借りられたことはとても有難いと思っていた。減免廃止となると、補助金としていただいたとしても、利用の都度支払いが必要となる。ただでさえボランティア活動の担い手が減っている中で、ボランティア活動に奉仕していただいている方々の心情として、減免が活動の励みになっている面がある。大綱の中でも地域コミュニティの衰退が課題として挙げられており、地域において市民と行政が一体となってやっていかなければならないという中で、減免の廃止は活動して下さっている方々の心情的な面で影響があると思う。</p> <p>ただし、減免の基準を厳密にする必要はあると思う。私は手話コーラス活動をしているが、そちらは使用料を支払っている。福祉施設への訪問活動なども行っているが、施設への訪問だけではなく、自分達の健康維持といった目的もあるので、減免適用できるという話も聞いたがお断りした。</p>
事務局	<p>減免の基準については、これまでいろいろな考え方で減免が適用されたりされなかったりということがあったと聞いている。現在内部でその基準を整理し、今後どのような基準で減免を行っていくかについても検討しているところであり、今後も様々な考え方をお聞きしながら議論を深めていきたい。</p>
委員	<p>減免については、なぜこの団体が減免でこちらは違うのかといった基準のあいまいさを利用者としても感じている。</p> <p>また、団体に対しての補助金というより、事業単位で使える補助金が必要ではないか。年間計画を立てる中で、研修や活動をしたいと思ってもやはりお金が必要となるので、その中で補助金を使っていきたいという声はあると思う。そういう趣旨で補助金または減免を検討していただきたい。</p>
委員長	<p>どうしても団体間あるいは施設間での不平等が発生するので、それも踏まえて整理しなければならない。それは補助金でも同じ問題を抱えているので、全体的に考えていかなければならないと思う。</p>
委員	<p>期待される効果として、公共施設が人が集まる開かれた施設になるとあり、私もこれは重要なことだと思う。特にこの超高齢化社会においては、お年寄りが気軽に施設を利用できる形が重要。また市内にも17の子ども食堂があるが、子どもの6人に1人が貧困という状況がある。そういった中で、お年寄りがおられて、そこに学校が終わったら子どもが気軽に寄れるという施設になれば、世代間の交流も生まれると思うので、財源も限られていると思うが進めていただきたい。</p>
委員	<p>公民館の使い方について聞きたいのだが、お店などに貸し出していいのか。</p>

事務局	資料でビジネス利用を促進とあるのは、他市の事例から塾等での利用を想定していたが、今後公民館のコミュニティセンター化を進めることで、どのようなビジネス利用が可能になるのかは法的な面から現在整理している。
委員長	営利目的で公共施設を使うとなると、その施設の設置目的の範囲であれば可能で、また営利であれば追加料金を取ることができる施設もある。
委員	ビジネス利用と聞いて、私が想像したのは飲食店だった。公共施設をもっと利用していただくために、飲食店があれば人が集まりやすいと思った。
委員長	食品の提供について、加工食品のパッケージを販売するのであればよいが、調理をするとなると食品衛生法等の基準を満たす必要が出てくる。調理師免許や衛生管理士の免許、施設の衛生状態の確保や保健所の許可など様々なハードルをクリアする必要がある。
	(事務局から今後のスケジュールを説明)
	次回は、7月の開催を予定している。改めて日程調整をさせていただく。引き続き行政改革大綱に関してご意見を伺う予定。